

令和4年3月22日

報道関係者 各位

市川市 経済部長 小塚 眞康

「貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金」給付事業について

令和5年2月定例会で議会の議決をいただきました標記の事業につきましては、以下の内容にて、来る3月27日（月）から申請受付を開始いたします。

○事業目的

燃油価格の高騰の影響を受けた貨物自動車運送事業者の事業継続への負担軽減を図り、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を支えるため、貨物自動車運送事業に用いる燃料費の一部を補助するもの。

○事業概要

（1）給付額

事業用自動車の種別	給付額
一般/特定貨物自動車 (普通・小型(二輪以外)・大型特殊)	一台あたり 2万3千円
貨物軽自動車 (軽自動車・小型(二輪のみ))	一台あたり 6千円

※対象車両を5,400台と想定

※電気自動車、被牽引車（トレーラー）及び白ナンバーの自動車（二輪自動車を含む。）は対象外

（2）給付対象者（主な要件）

令和4年12月28日時点で市内に営業所を有する貨物運送事業者

（3）申請受付期間

令和5年3月27日（月）から令和5年5月31日（火）まで（予定）

（4）市公式Webサイト

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/kamotsushien.html>



（問合せ先） 経済部 経済政策課統括課長 湯本 明男

TEL 047-711-1140